

「特別警報」「暴風警報」等発令時の対応について

日頃は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、見出しのように「特別警報」「暴風警報」等が豊橋市に発令した場合の対応につきまして、以下のようにお願いいたします。

記

1 豊橋市に「特別警報」が発令された場合

(1) 児童の登校前に発令された場合

- ア 登校させない。
- イ 「特別警報」解除後も学校から「登校します」の連絡があるまでは登校させない。

(2) 登校後に発令された場合

- ア 即時授業を中止し、児童を学校に留め置く。
- イ 道路等の安全を確認し、引き渡しができる状況であれば、引き渡しを行う。

2 豊橋市に「暴風警報」が発令された場合

(1) 午前6時00分までに解除された場合

→平常どおり授業を行う。

(2) 午前6時00分を過ぎても解除されない場合

→当日は授業を行わない。

例 午前5時59分に解除されたとき……平常どおり
午前6時00分に解除されたとき……休み

- ##### (3) 授業中に発令された時は、風雨の状況を見て安全を確認した上で、教員引率のもとで「集団下校」する。その際、eメールを通して下校する時刻等を各家庭に連絡する。どうしても都合が悪い場合は、学校に連絡をして「引き取り下校」とする。

3 「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」が発令された場合

(1) 原則として平常通り授業を行う。

(2) 状況によって登校が危険と判断される時は、授業を遅らせたり、休校にしたりする場合もある。

- ア. その場合は、eメールにより各家庭に連絡をする。
- イ. 登校の途中で、危険と判断される場合は安全を最優先した行動をとる。
その判断で帰宅した場合は、必ず学校へその旨を連絡して、指示をうける。

4 登校時に警報は出ていないが、悪天候の場合(急な豪雨・雷雨・竜巻等)

(1) 自宅待機させ、豪雨や雷雨等がおさまってから登校させる。(遅刻扱いにはしません)

(2) 登校途中の児童がいたら、自宅や安全な場所に避難するよう声かけをする。

(3) 授業開始時間は学校より連絡する。

※ メール配信ができない場合も考えられます。まず児童の安全第一に判断していただきますようお願いいたします。また、電話での問い合わせはご遠慮ください。